

第4章

住民参画を基本とした
協働のまちを目指して

第1節 コミュニティ活動の推進

1 住民参画の推進

現状と課題

三好市では、自治会単位や公民館単位のコミュニティによって、それぞれ特色ある活動が行われています。また、趣味やスポーツといった共通の関心を持った人々で組織されているコミュニティ活動も盛んに行われています。コミュニティには、生涯学習、地域福祉、生活環境や青少年の健全育成等、まちづくりの全般にわたる活動が存在することから、今後、その推進体制の確立に向けて、地域リーダーの養成や地域活動団体の育成・支援が必要です。

現在行われている広報誌発行や公聴会開催、ホームページによる情報の発信といった、広報・広聴活動をさらに充実したものとし、市の政策形成過程から市民に参加してもらおう体制づくりが必要です。そうした市民参加の機会を拡充し、より強力な市民参加型の協働のまちづくりが求められています。

また、三好市の面積は、徳島県全体の約17%を占め四国一広い自治体で、広大な地域に多くの集落が散在し、また人口減少・高齢化は顕著で、平成24年12月31日現在65歳以上の高齢者が50%以上を占める限界集落は、445集落のうち168集落に達しており、集落の活性化と機能を維持するための支援策が求められています。

基本方針

市民のためのまちづくりを推進し、市民から信頼され、開かれた行政を実現するために、情報公開の徹底やコミュニティ活動の充実に努めます。

また、市政に対して、住民からの意見・提言が施策に反映できるシステムの構築を図るとともに、住民や民間団体と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。

新たな手法として、外部人材の受入れは、地域の将来について、外部の視点から住民との対話が生まれ、住民意識への刺激となっています。地域力の創造・地域の活性化のために、多様な人材の創造力を最大限に活用し、持続可能な地域づくりの仕組みを構築するため外部人材の受入れを推進します。

具体的施策

活力ある地域づくりの推進

「三好市まちづくり基本条例」に基づき、積極的に住民参画の推進を図ります。さらに、市民活動、協働活動情報の収集および発信といったネットワークの構築や、人材育成も含めたサ

ポート体制の確立に取り組みます。また、古くから伝わる、地区や集落の伝統芸能や諸行事について調査・保存し、伝承に努めます。

活力ある地域づくりを進め、自主的・継続的にまちづくり活動を行う団体に対して奨励金を支出し、活動を支援していきます。

集落環境づくりとコミュニティ基盤の整備の推進

移動販売・配達事業者の支援、私道の開設・改良・舗装整備の支援、道路の除草作業の支援、集会所等の新築及び修繕の支援、有害鳥獣対策の支援、生活用水確保の支援などの「集落支援包括事業」を実施し、集落の維持と活性化を図ります。

コミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援を行っていくための基盤整備を推進します。

行政評価システム（PDCAサイクル）等の導入

行政評価システムを活用し、施策や事業の成果などを検証、評価し次の改革に結びつけ、市の行っている事業等について市民に対し十分な説明を行い、市の透明性を高め市民との信頼関係や協働関係を深めます。また、市民の視点で評価を行う外部評価の方法も用いるよう努めます。

情報公開の推進

市民参加のまちづくりを効果的に推進するために、広報誌「みよし」やホームページ・ケーブルテレビ等により、市政に関する情報を積極的に発信し、市民と行政との情報の共有化を図ります。また、住民ニーズを的確に把握し、まちづくりに活かすため広報・公聴活動の充実を図ります。さらに、文書管理等の徹底を図り、「三好市情報公開条例」の適正な運用を行います。

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施するとともに、問題解決に向けて地域と行政との連絡調整等を行います。

地域おこし協力隊

都市からやる気のある人材を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献する活動に取り組んでもらいます。

外部専門家（アドバイザー）

地域再生を目指す地方自治体が、その課題に応じて各分野での知識やノウハウを有する専門的人材を招聘し、地域活性化に必要な外部人材への支援や、地域の持続可能な仕組みの構築などをサポートしてもらいます。

パブリックコメント手続き制度の拡充

公募意見を政策等に反映させることにより、市民の行政への参画を促進するとともに、市民と行政との協働によって、公正で民主的な市政を目指します。

2 青年の社会参画の推進

現状と課題

かつての地域社会では、祭事や行事などで青年が中心となり地域を支える姿がありました。しかし、近年では、就業エリアの広域化等、青年を取り巻くさまざまな環境が変化しており地域に密着した活動を行うことが非常に難しくなっています。

また、近年の雇用状況の悪化の影響も相まって、失業、臨時雇い、派遣等、不安定な雇用形態にある若者や、引きこもり、ニートと呼ばれる新たな課題を抱えた青年が増加しています。

一方、過疎化の進行により、地域で活動する人材の確保が課題となっている中で、今後、まちづくりの担い手として、青年の地域社会への参画がより一層求められています。

青年がまちづくり活動を通して地域社会と深くかかわることは、地域にとってはもちろんのこと、青年が成長していく上で大変重要な意味を持っていることから、青年層による地域活動の機会を充実させるなどの青年の育成が重要な課題です。

基本方針

これからの新たなまちづくりを推進・持続させていくためには、地域の将来を担う青年の積極的な社会参画が益々不可欠となります。

これまで行政主導となりがちであったまちづくりから、真の住民によるまちづくり実現のため、青年によるさまざまなつながりの再生を目指し、心豊かな地域社会が構築できるよう新たな支援策の検討と環境づくりに取り組みます。

具体的施策

人材の育成および参画の推進

これからの三好市の将来を担う若い人たちが、主体的に社会活動に関わるために、地域の情報を収集して若者に提供し、自発的に地域社会に参加したいと思えるような環境づくりに努めます。

人材の育成や、まちづくり参画の意識を高めるため、青年層を中心とした、生涯学習講座やワークショップなどを開催します。さらに、市のホームページ等によるパブリックコメント制度の充実を図ります。

行事、ボランティアなどで若者の力を必要とする地域の要請と、若者の自発的な活動のニーズがつながるよう、地域活動の企画・運営などにも若者も携われるような支援を行います。

主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
人材の育成	青年層の活動を援助し、地域で活躍する人材の育成を図ります。			検討・実施		
青年参画の推進	青年が積極的に社会参画できる環境整備を行います。			検討・実施		

3 国際化社会の形成

現状と課題

三好市では、アメリカ合衆国オレゴン州ザ・ダルズ市およびワシントン州タクイラ市とそれぞれ姉妹都市提携を結び、これまで中学生を中心にホームステイ等による交流を続けています。

また、市内の観光施設には毎年多くの外国人観光客が訪れており、学校教育においては、市内の小、中学校で外国人指導助手による授業が行われています。

こうした国際化時代のなかで市民が豊かな国際感覚を養うため、今後も国際交流活動を継続し、さらには外国語教育の充実、国際交流団体への支援、外国語併記による観光案内設備の改善等を図る必要があります。

基本方針

国際化社会の進展に対応し、国際感覚豊かな市民性を養うため、海外都市との交流を進めるとともに、市内や県内、四国内在住の外国人との交流を推進します。

また、外国語教育の推進を図り、人材の育成に努めます。さらに、外国人のための環境整備を図り、外国人にやさしいまちづくりを目指します。

具体的施策

国際交流推進体制の整備

三好市には、「三好市国際交流協会」が結成されており、姉妹都市交流の推進に取り組むとともに、海外からの訪問団の受け入れ、国際交流事業等を行ない、交流推進体制を継続します。



第2節 行財政改革の推進

1 効率的な行財政運営

現状と課題

三好市の財政状況は、長期の景気低迷による税収の減収や地場産業の低迷等、極めて厳しい状況にあります。一方、社会経済環境としては少子・高齢化や国の三位一体改革の推進、さらには、医療費、年金、介護などの社会保障費の負担増が、ますます財政硬直化の一因となり、地方自治体の自立への道は非常に厳しい現状となっています。そのため、本市でも積極的な行財政改革に取り組んできましたが、簡素で効率的な行財政体制の構築をはじめ、予算面においても歳入の確保と、事務事業の見直しや人件費削減などの歳出抑制を実施し、将来にわたる安定した財政基盤を築くことが重要となっています。

さらに、地方分権時代に入り、自治体の自己決定権が拡大されていくなかで、市民活動が活発化し、公共・公益活動への市民参加意識が高まっています。今後ますます高度化・多様化する市民の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、行政と市民がお互いの役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

行政改革の目的は、市民にとって真に必要なサービスを最少の経費で、最大の効果が発揮できる市民本位の市政の実現にあります。そのためには、計画的な行財政改革の推進と説明責任の確保を基本とし、より一層の市民参画を促進し、新たな時代に対応できる行政システムを確立しなければなりません。

また、地方分権が加速する時代の中で、事業やサービスの「量」を削減する改革手法だけでなく、今後は公共サービスの「質」の向上にも重点を置いた改革により、市民生活の向上や地域の発展に努める必要があります。

更に、多種多様化する地域や市民のニーズに対応し、行政サービスの向上を図るため、職員の資質の向上に努め、次代を担う人材育成に取り組み、市民の信頼と期待に応えられる質の高い自治体運営や満足度の高いサービスが提供できるよう、行財政改革を積極的に推進していきます。

具体的施策

「三好市行財政改革大綱」および「集中改革プラン」に基づき、行財政改革に積極的に取り組みます。具体的には、民間委託の推進や指定管理者制度の活用、第三セクターの見直しといった財政運営の健全化を図り、定数管理および給与の適正化、人事評価制度の導入等の人事管理の適正化を図ります。また、本庁方式一本化に向けても、地域の実情を考慮しながら推進していきます。さらに、平成22年度決算から導入した連結財務諸表の活用と他団体との比較が可能な財政情報を開示していきます。

民間委託等の推進

行政運営の効率化や、市民サービスの向上のため、行政が今後も実施すべき業務であるかどうか

かの視点に立ち、民間委託などの実施が適当な事務事業については、積極的、計画的に民間委託などを推進します。

指定管理者制度の導入

公の施設の管理運営に関して、「民間ができるもの、民間が行った方が利用者に対するサービスの向上・経費削減の期待できるもの」については、「指定管理者制度導入基本方針」に基づき、民間活力の活用を推進していきます。

なお、市が直接サービスを実施する場合であっても、経営感覚を取り入れるなどにより、効率的かつ効果的なサービスの実施に努めていきます。

第三セクターの抜本的な見直し

第三セクターが行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択を行うとともに、第三セクターの存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組んでいきます。

また、三好市の基本方針に則り、経営の合理化、運営の透明性の向上、統廃合等を積極的に推進するとともに、組織機構の充実に努めます。

地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業等については、経営健全化計画を推進することにより、さらなる計画性・透明性の高い企業経営を目指します。経費等を節減し、一般会計からの繰り出し基準を明確にし、過度に依存することのないよう受益者負担の適正化に努め、経営基盤を強化していきます。

市職員の定員管理の適正化

市職員の定員管理にあたっては、事務事業の見直しや民間委託等の推進により定員の縮減を行います。さらに全国の類似団体等を参考にしながら定員適正化計画等に基づき、定員管理の適正化に努めます。

給与の適正化

職員の給与については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに、近隣の市等の均衡および地元地域の民間も考慮し、引き続き適正化に努めます。

また、人件費総額の削減に向けて検討します。

人事評価制度の活用

人事評価については、職員の日常の勤務状況に基づく業績や能力、仕事に対する姿勢、目標の達成度や職務適性などを組織的に評価し、給与、昇進、配置、能力開発に反映させることで職員の士気や意欲を高め、安定したサービスができる組織づくりや人材登用に活用していきます。

職員研修の充実

職員研修については、市役所全体でめざす組織や職員像に基づく各階層別に求められる能力や行動を明確にし、それに基づく必要な研修を定めた研修カリキュラムを策定し、計画的に研修を充実させていきます。

主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
民間委託の推進	「アウトソーシング推進指針」に基づき、民間委託を推進します。	検討 →			実施 →	
指定管理者制度の導入	「指定管理者制度導入基本方針」に基づき、効果的で、効率的な管理運営を目指します。	基本方針策定 →			実施 →	
第三セクターの抜本的な見直し	経営の合理化、運営の透明性の向上、統廃合等の推進、組織機構の充実など抜本的改革に取り組みます。				実施 →	
地方公営企業等の経営健全化	経営健全化計画により経営基盤の強化および計画性・透明性の高い企業経営を目指します。	検討 計画策定 →			実施 →	
市職員の定員管理の適正化	定員適正化計画等により職員数の削減を図ります。		検討 →	計画策定 ←→		実施 →
給与の適正化	勤務成績を反映し、昇給幅に区分を設け、昇給停止年齢を設けるなど給与の適正化に努めます。				実施 →	
人事評価制度の活用	現制度を基本に見直しを行いながら職員の能力開発と的確な人事管理に活用します。				実施 →	
職員研修の充実	研修計画等に基づき、職員研修を充実させ、人材育成を進めていきます。	計画策定 →			実施 →	



資 料 編

三好市総合計画の基本計画の見直し（案）について（諮問）

三好市総合計画の基本計画の見直しについて（答申）

三好市総合計画策定審議会条例

三好市総合計画策定審議会委員名簿



三好市企画第128号
平成25年2月6日

三好市総合計画策定審議会会長 様

三好市長 俵 徹太郎

三好市総合計画の中間年における基本計画の見直し（案）について（諮問）

三好市総合計画策定審議会条例第2条に基づき、三好市総合計画の基本計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

.....

平成25年3月28日

三好市長 俵 徹太郎 様

三好市総合計画策定審議会
会長 近 藤 光 男

三好市総合計画の基本計画の見直しについて（答申）

平成25年2月6日、三好市企画第128号において諮問のありました三好市総合計画の中間年における基本計画の見直しについて、審議の結果を別紙のとおり答申します。

[別 紙]

1. 審議の結果のあらまし

三好市総合計画基本計画の見直しは、平成 20 年度からの 10 か年計画の中間年におけるもので、社会・経済情勢等の急激な変化に的確かつ柔軟に対応するものとされています。

今回は、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間ににおける総合計画に基づく事業実績を考慮するとともに、計画策定から 5 年経過した現在の社会・経済情勢等の変化を加味して提案された三好市総合計画の中間年における基本計画の見直し案について、今後 5 年間の「基本構想」実現のための施策の大綱として適切なものとなっているかの審議を行いました。ここに、見直し案の修正をもって答申とさせていただきます。

2. 主な修正箇所

- (1) 平成 24 年の中央自動車道トンネル崩落事故以来、日本各地でトンネル・橋梁等の老朽化等の点検業務を実施していることから、三好市においても生活道の整備促進として実施するよう記載しました。(第 1 章 定住と交流を育むまちを目指して、第 2 節 交通体系の整備、1 道路の整備、具体的施策 (2) 生活道路の整備推進)
- (2) 「コミュニティバス」を、引き続き市民の交通手段確保の一つとして検討していけるよう記載を残しました。また、「鉄道」も同様の考えで具体的施策に残しました。(第 1 章 定住と交流を育むまちを目指して、第 2 節 交通体系の整備、2 公共交通システムの整備、基本方針及び具体的施策 (2) バス)
- (3) 空き家について、資源として、また一方で、危険家屋として新たな課題となっていることを記載しました。(第 1 章 定住と交流を育むまちを目指して、第 3 節 生活環境の整備、1 良好な住環境の整備、現状と課題)
- (4) ごみ減量およびごみの再利用の促進において、4 R 運動を、リペア (Repair、修理) を含んだ 5 R 運動に改めました。(第 2 章 豊かで生き生き、安心・安全なまちを目指して、第 4 節 自然環境の保全と活用、1 循環型社会の推進 (ゼロエミッションの実現)、具体的施策 (1) ごみ減量およびごみの再利用の促進)
- (5) 市民に広く周知され、集落に活気を与える事業・官民一体の事業である集落支援包括事業を、集落環境づくりとコミュニティ基盤の整備の推進事業の一つとして記載しました。(第 4 章 住民参画を基本とした協働のまちを目指して、第 1 節 コミュニティ活動の推進、1 住民参画の推進、具体的施策 (2) 集落環境づくりとコミュニティ基盤の整備の推進)

三好市総合計画策定審議会条例

平成 18 年 6 月 30 日条例第 259 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、三好市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

行政委員会の委員

各種団体の推薦する者

学識経験のある者

その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 第 2 条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日条例第 19 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

三好市総合計画策定審議会委員名簿

(敬称略)

1号委員	三好市教育委員会 委員長	小松 正
〃	三好市農業委員会 会長	南 邦彰
2号委員	三好市体育協会 会長	佐川 伸一郎
〃	三好市婦人団体連合会 会長	志磨 久美子
〃	三好西部森林組合 組合長	西川 兆八
〃	阿波池田青年会議所 理事長	前田 秀和
〃	阿波池田商工会議所 会頭	真鍋 和三郎
3号委員	徳島大学大学院 教授	近藤 光男
4号委員	市民代表	嵯峨原 久美子
〃	市民代表	杉村 博文
〃	市民代表	谷口 誠二
〃	市民代表	田村 俊哉
〃	市民代表	中石 昭
〃	市民代表	元木 康夫

- 1号委員 行政委員会の委員
- 2号委員 各種団体の推薦する者
- 3号委員 学識経験のある者
- 4号委員 その他市長が適当と認める者